

万引き専用の捜査書類の運用等について（通達）

万引きについては、犯人性が明白な軽微事件の効率的な合理化による捜査要領（平成17年刑総第1237号。以下「合理化捜査要領」という。）により、捜査の合理化を図っているところであるが、これまで以上に被害者、目撃者等の負担を軽減するため、次のとおり万引き専用の捜査書類の運用を平成22年10月1日から実施することとするので、事務処理上誤りのないようにされたい。

なお、本件については、さいたま地方検察庁と協議済みである。

記

1 万引き専用捜査書類の運用

(1) 被害届

万引きについては、司法警察職員捜査書類基本書式例（平成12年最高検企第54号）の対象事件又は司法警察職員捜査書類簡易書式例（平成12年最高検企第59号。以下「簡易書式例」という。）の対象事件の別及び成人事件又は少年事件（少年事件（案）処理の合理化、簡素化実施要領（昭和43年埼例規第39号・防）第1の2に規定する簡易送致対象事件を除く。）の別を問わず、被害届（別記様式。以下「専用被害届」という。）を用いること。

ただし、専用被害届により難しい場合は、犯罪捜査規範（昭和32年国家公安委員会規則第2号）別記様式第6号の被害届を用いること。

(2) 目撃者に係る供述調書

簡易書式例の対象となる万引きについては、簡易書式例（簡）様式第7号の2の供述調書（乙の2）を用いる。ただし、供述調書（乙の2）により難しい場合は、簡易書式例（簡）第7号の供述調書（乙の1）を用いる。

なお、専用被害届に届出人の目撃状況等を記載する場合は、別に供述調書（乙の2）を作成する必要はない。

2 捜査の合理化

警察署長は、万引きを始めとする合理化捜査要領第2に規定する合理化対象事件の実態を

把握の上、捜査の合理化による捜査力の効率的な運用に配慮し、重要犯罪の捜査体制の確保を図るなど、的確な捜査運営に努めること。

3 留意事項

万引きに係る捜査書類については、被害者、目撃者等の負担を軽減するように配慮し、被害現場等の適宜な場所において作成するように努めること。

実施日

この通達は、平成22年10月1日から実施する。

実施日（平成30年文第421号）

この通達は、平成30年12月5日から実施する。

(様式省略)